

◎特定建築物

		(い)調査項目		(ろ)調査方法	(は)判定基準
1 敷地及び地盤	(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。
	(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視等により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。
	(3)	令第 128 条に規定する	敷地内の通路の確保の状況	目視等により確認する。	敷地内の通路が確保されていないこと。
	(4)	通路(以下「敷地内の通路」という。)	有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	敷地内の通路の有効幅員が不足していること。
	(5)	敷地内の通路	敷地内の通路の支障物の状況	目視等により確認する。	敷地内の通路に支障物があること。
	(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第 61 条又は令第 62 条の 8 の規定に適合しないこと。
	(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視等又は下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。
	(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。
	(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	目視等により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。
2 建築物の	(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。
	(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。

外 部	(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況		目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。
	(4)		土台の劣化及び損傷の状況		目視等及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
	(5)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	法第 23 条、法第 25 条又は法第 61 条の規定に適合しないこと。
	(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
	(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
	(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。
	(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
	(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。

	(11)	外装仕上 げ材等	タイル、石 貼り等(乾式 工法による ものを除 く。)、モル タル等の劣 化及び損傷 の状況	開口隅部、水平打継 部、斜壁部等のうち手 の届く範囲をテストハ ンマーによる打診等 (無人航空機による赤 外線調査であって、テ ストハンマーによる打 診と同等以上の精度を 有するものを含む。以 下この項において同 じ。)により確認し、 その他の部分は目視等 により確認し、異常が 認められた場合にあっ ては、全面打診等(落 下により歩行者等に危 害を加えるおそれのあ る部分の全面的な打診 等をいう。以下この項 において同じ。)によ り確認する。ただし、 竣工後、外壁改修後又 は全面打診等を実施し た後十年を超え、最初 に実施する定期調査等 にあっては、全面打診 等により確認する(三 年以内に実施された全 面打診等の結果を確認 する場合、三年以内に 外壁改修等が行われる ことが確実である場合 又は別途歩行者等の安 全を確保するための対 策を講じている場合を 除く。)	外壁タイル等に剥落等があること 又は著しい白華、ひび割れ、浮き 等があること。
	(12)		乾式工法に よるタイ ル、石貼り 等の劣化及	目視等により確認す る。	ひび割れ、欠損等があること。

				び損傷の状況		
	(13)			金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。
	(14)			コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。
	(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	目視等又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。
	(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する。	昭和 46 年建設省告示第 109 号第 3 第四号の規定に適合していないこと。
	(17)		外壁に緊結された広告板、	機器本体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。
	(18)		空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視等又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
3 屋 上 及 び 屋 根	(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。	
	(2)	屋上回り(屋上面を除く。)	パラベットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。	
	(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。	
	(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。	

	(5)		排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。
	(6)	屋根	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第 62 条の規定に適合しないこと又は法第 22 条の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては同条の規定に適合しないこと。
	(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。
	(8)	機器及び工作物(冷却	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。
	(9)	塔設備、広告塔等)	支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。
4 建築物の内部	(1)	防火区画	令第 112 条第 11 項から第 13 項までに規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕や模様替え等(以下「修繕等」という。)が行われていない場合を除く。
	(2)		令第 112 条第 1 項、第 4 項、第 5 項又は第 7 項から第 10 項までの各項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第 112 条第 1 項、第 4 項、第 5 項又は第 7 項から第 10 項まで(令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 7 項を除く。)の規定に適合しないこと。
	(3)		令第 112 条第 18 項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第 112 条第 18 項の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

	(4)		防火区画の外周部	令第 112 条第 16 項に規定する外壁等及び同条第 17 項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する。	令第 112 条第 16 項又は第 17 項の規定に適合しないこと。
	(5)			令第 112 条第 16 項に規定する外壁等及び同条第 17 項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	令第 112 条第 16 項に規定する外壁等、同条第 17 項に規定する防火設備に損傷があること。
	(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
	(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
	(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。
	(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化	目視等により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。

			及び損傷の状況		
	(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
	(11)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次の各号のいずれかに該当すること。 (一) 令第 112 条第 1 項、第 4 項から第 6 項まで又は第 18 項(令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第 18 項を除く。)の規定による防火区画 1 時間準耐火基準に適合しないこと。 (二) 令第 112 条第 7 項又は第 10 項(令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第 7 項を除く。)の規定による防火区画 令第 107 条の規定に適合しないこと。 (三) 令第 112 条第 11 項から第 13 項まで又は第 16 項(令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第 11 項から第 13 項までを除く。)の規定による防火区画 令第 107 条の 2 の規定に適合しないこと。

	(12)		部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。
	(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視等により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。
	(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しくは第 21 項又は第 129 条の 2 の 4 の規定に適合しないこと。
	(15)	令第 114 条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第 114 条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	設計図書等により確認し、法第十二条第一項の規定に基づく調査以後に法第六条第一項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視等により確認する。	令第 114 条の規定に適合しないこと。
	(16)	令第 128 条の 5 各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上の維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第 128 条の 5(令第 128 条の 7 第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 2 項、第 6 項、第 7 項及び階段に係る部分以外の規定を除く。)の規定に適合しないこと。

	(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
	(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
	(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
	(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次の(一)から(三)までのいずれかに該当すること。(一) 令第112条第1項、第4項から第6項まで又は第18項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第17項を除く。)の規定による防火区画 1時間準耐火基準に適合しないこと。(二) 令第112条第7項又は第10項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第7項を除く。)の規定による防火区画 令第107条の規定に適合しないこと。(三) 令第112条第11項から第13項まで又は第16項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第11項から第13項までを除く。)の規定による防火区画

					令第 107 条の 2 の規定に適合しないこと。
	(21)		部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。
	(22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視等により確認する。	令第 112 条第 20 項若しくは第 21 項又は令第 129 条の 2 の 4 の規定に適合しないこと。
	(23)	天井	令第 128 条の 5 各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。
					令第 128 条の 5(令第 128 条の 7 第 1 項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 2 項、第 6 項、第 7 項及び階段に係る部

					分以外の規定を除く。)の規定に適合しないこと。
	(24)		室内に面する部分の仕上の劣化及び損傷の状況	目視等又はテストハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上に浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。
	(25)	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること
	(26)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。)	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第 112 条第 19 項の規定に適合しないこと。
	(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第 112 条第 19 項の規定に適合しないこと。
	(28)		防火扉又は戸の開放方向	目視等及び設計図書等により確認する。	令第 123 条第 1 項第六号、第 2 項第二号又は第 3 項第十号(令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 3 項第九号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。))を除き、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 1 項第六号、第 2 項第二号及び第 3 項第九号を除く。)の規定に適合しないこと。
	(29)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備(防火扉を除く。)	目視等により確認する。	常閉防火設備等の劣化又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
			又は戸(以下この表において「常閉防火設備等」という。)		
			の本体及び枠の劣化及び損傷の状況		

	(30)		各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。	各階の主要な常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。
	(31)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。
	(32)		常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況	目視等により確認する。	常時閉鎖した状態にある戸が開放状態に固定されていること。
	(33)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	目視等又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。
	(34)	警報設備	警報設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。ただし、六月以内に実施した消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の三の三の規定に基づく点検(以下「消防法に基づく点検」という。)の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第110条の5の規定に適合しないこと。
	(35)		警報設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、六月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。
	(36)	スプリンクラー設備	令和六年国土交通省告示第二百八十四号第一第一号又は第二号二に規定 スプリンクラー設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。ただし、六月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	火災の感知若しくは散水のために必要な設備が設置されていないこと又は設備の周囲の状況により火災の感知若しくは散水に支障があること。

(37)		するスプリンクラー設備 ※該当するか告示を確認	スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、六月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	スプリンクラーヘッドに著しい腐食、変形、損傷等があること。
(38)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況		設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第 28 条第 1 項又は令第 19 条の規定に適合しないこと。
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況		目視等により確認する。	採光の妨げとなる物品が放置されていること。
(40)		換気のための開口部の面積の確保の状況		設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第 28 条第 2 項、令第 20 条の 2 又は令第 20 条の 3 の規定に適合しないこと。
(41)		換気設備の設置の状況		設計図書等により確認する。	法第 28 条第 2 項若しくは第 3 項、令第 20 条の 2 又は令第 20 条の 3 の規定に適合しないこと。
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の 0.1 パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況		設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する。	平成 18 年国土交通省告示第 1172 号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況		3 年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は 3 年以内に劣化状況調査が行われていないこと。

5 避難施設等	(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	目視等により確認する。	次に掲げる各号のいずれかに該当すること。 (一) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第137条に定める基準時(以下「基準時」という。)における延べ面積の2分の1を越える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと。 (二) 増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を越えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと。
	(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。
	(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	設計図書等により確認する。	令第120条又は第121条(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第120条を除く。)の規定に適合しないこと。

(2)	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	幅が令第 119 条の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(3)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。
(4)	出入口	出入口の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第 118 条、第 124 条、第 125 条又は第 125 条の 2(令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第 124 条第 1 項第二号を除き、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第 124 条第 1 項並びに第 125 条第 1 項及び第 3 項を除く。)の規定に適合しないこと。
(5)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視等により確認する。	令第 126 条の規定に適合しないこと。
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第 121 条の規定に適合しないこと。
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。
(9)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	避難に支障となる物品が放置されていること。
(10)		避難器具の操作性の確保の状況	目視等及び作動により確認する。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。

	(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第 120 条、第 121 条又は第 122 条(令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第 120 条を除く。)の規定に適合しないこと。
	(12)			幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第 23 条、第 24 条又は第 124 条(令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第 124 条第 1 項第二号を除き、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第 124 条第 1 項を除く。)の規定に適合しないこと。
	(13)			手すりの設置の状況	目視等により確認する。	令第 25 条の規定に適合しないこと。
	(14)			物品の放置の状況	目視等により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。
	(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況	目視等、触診及び設計図書等により確認する。	モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。
	(16)	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第 123 条第 1 項(令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号及び第六号を除く。)の規定に適合しないこと。	

	(17)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第 123 条第 2 項(第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第 2 項第二号を除く。)の規定に適合しないこと。
	(18)		開放性の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	開放性が阻害されていること。
	(19)	特別避難階段	令第 123 条第 3 項第一号に規定するバルコニー(以下単に「バルコニー」という。)又は付室(以下単に「付室」という。)の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。	令第 123 条第 3 項(令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号、第二号、第十号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。)及び第十二号を除き、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号から第三号まで、第十号及び第十二号を除く。)の規定に適合しないこと。
	(20)		階段室又は付室(以下「付室等」という。)の排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。
	(21)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視等及び作動により確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
	(22)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。

	(23)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。	令第 126 条の 3 の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(24)			防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。
	(25)		排煙設備	排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第 126 条の 2 の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(26)			排煙口の維持保全の状況	目視等により確認するとともに、開閉を確認する。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
	(27)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第 126 条の 6 又は第 126 条の 7 の規定に適合しないこと。
	(28)			非常用の進入口等の維持保全の状況	目視等により確認する。	物品が放置され進入に支障があること。

	(29)		非常用エレベーター	令第百二十九条の十三の三第三項に規定する乗降ロビー（以下「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第 129 条の 13 の 3 第 3 項の規定に適合しないこと。
	(30)			昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。
	(31)			乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視等により確認するとともに、開閉を確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
	(32)			物品の放置の状況	目視により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されていること。
	(33)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第 126 条の 4 の規定に適合しないこと。
		特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。
6 その他	(2)			膜張力及びケーブル張力の状況	目視等により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。

	(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)	目視等により確認するとともに、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。
	(4)			上部構造の可動の状況	目視等により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。
	(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況		目視等により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。
	(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。
	(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。
	(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。
	(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。
	7	上記以外の調査項目	建築物の内部	常時閉鎖した状態にある防火扉(以下この表において「常閉防火扉」という。)	目視又はこれに類する方法(以下この表において「目視等」という。)により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	(2)			扉の取付け状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(3)			扉、枠及び金物の劣化	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。

			及び損傷の状況		
(4)			固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(5)			人の交通の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、各階の主要な常閉防火扉について3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては当該記録により確認することをもって足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号の規定に適合しないこと。
(1)	避難施設等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録を確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。